

『逆修説法』第三七日における『無量寿経』解釈

角野玄樹

はじめに

本稿では、『逆修説法』第三七日における各『無量寿経』解釈の位置付け・役割を明らかにする。『逆修説法』における同経解釈は、主に、第一七日・第三七日・第五七日に説かれる。本稿は、同書における各同経解釈の色分けを明らかにするのが目的である。そのうち、第五七日の同経解釈の位置付けについては、拙稿「『逆修説法』第五七日における専修念仏説の立証」（『佛教大学仏教学会紀要』一八、平成二十五年三月。以下、本稿ではその論文を「前稿」と呼称する。）において示した。本稿は、その前稿の続篇となる。

前稿では、第五七日の『無量寿経』解釈の役割が、「念仏一行」「念仏一善」「念仏一門」などの要素により、専修念仏が、衆生往生の業であることを立証することにあると詳論した。また、第一七日と第三七日については、簡単にその役割について言及した。すなわち前者は、第三七日・第五七日のための導入・概要、後者は、念仏往生の主張である^{〔1〕}

ただし、これら第一七日・第三七日については、詳細な議論まではしていなかった。そこで本稿では、そのうち

の第三七日を扱い、第一七日については、別稿を発表予定なので、そちらで詳しく論じたい。

本稿では、第三七日の『無量寿経』解釈を議論するが、同経解釈には、本願文解釈・三輩文解釈・無上功德文解釈・特留此経文解釈がある。順に検討し、第三七日の同経解釈の主題が、念仏往生の主張、念仏往生の道の主張であることを明らかにする。

第一節 本願文解釈

まずは本願文解釈から検討する。以下に本願文解釈の一部を引用する。

(資料1)

其撰択之様粗申開候者、先初、无三惡趣願者、彼諸仏国土中撰捨有三惡道、撰取无三惡道而為我願。次不更惡趣願者、撰捨彼諸仏國中設國中、雖無三惡道、彼國衆生有レ更墮他方三惡道之國、撰取惣不更三惡道之國而為我願也。次悉皆金色願、次无有好醜願、凡一々願皆如レ此可知。第十八念仏往生願者、彼二百一十億諸仏国土中、或有以三布施為三往生業之國。或有持戒及禪定智慧等乃至發菩提心持經持咒等孝養父母奉事師長以三如是種々行、各為三往生行之國。或又有以三專称念、其國教主名号、為三往生行之國。然彼法藏比丘、撰捨以三余行、為三往生行之國、撰取以三名号、為三往生行之國、立下、我土往生之行如レ是也。次來迎引撰願係念定生願、皆如レ此撰取願給、凡始自三无三惡趣願、終至三得三法忍、思惟撰択之間、選三五劫也。如レ是撰択撰取後語ニ仏所一々説レ之。

資料1では、選択説について説いている。選択本願念仏説では、名号を選択し往生行とし、余行を選択し往生行と

しない。資料1のあと、四誓偈を引用し、法蔵菩薩の成仏が約束されたことを示す。そして、法蔵菩薩の四十八願の法門に帰依すべきことを説いたのち、次の資料2へと連なる。

(資料2)

即法蔵菩薩四十八願法門也。其四十八願中以第十八念仏往生願而為二本體也。故善導曰、弘誓多門四十八、偏標念仏最為親云。念仏往生者、源從此本願起、然者觀經弥陀經所說念仏往生旨乃至余諸經中所說、皆以此經所說本願為根本也。何以知之者、觀經所說光明攝取善導給、唯有念仏蒙光照、当知本願最為強云。此积意者、本願故光明攝取聞矣。又此經下品上生双說聞經稱仏、讚稱仏之功、不讚聞經之所善導积云、望仏願意者、唯勸正念稱名。往生義疾不問雜散之業云。此亦本願故、讚稱仏聞矣。又积同經付属文、望仏本願、意在衆生一向專稱弥陀仏名云。此亦弥陀本願故、积尊付属流通給聞矣。又阿弥陀經所說之一日七日念仏、善導讚給、直為弥陀弘誓重、致使凡夫念即生云。此亦一日七日念仏弥陀本願故、往生聞矣。乃至双卷經中三輩已下説文、皆由本願也。凡不限此三部經三一切諸經中所說之念仏往生、皆望此經本願説也。例之応レ知矣。

抑法蔵菩薩、何者捨余行、唯以稱名念仏一行而立本願給云、此有二義。一者念仏殊勝功德故、二者念仏易行故遍于諸機故。初殊勝功德故者、彼仏因果惣別一切万徳皆悉名号顯故、一度唱南無阿弥陀仏得大善根也。是以西方要決云、諸仏願行成此果名、但能念号具包衆徳故、成大善不廢往生云。又此經即指一念讚无上功德、然者殊勝大善根故、撰之為本願給也。二易修故者、申南無阿弥陀仏者、何愚痴者少、老易被申故、以平等慈悲御意立其行給、若以布施為本願者、貧窮困乏輩断往生望。若以持戒為本願、破戒者无戒類亦可断往生望。若以禪定為本願者、散乱麁動之輩不可往生。

若以^テ智慧^ヲ為^ハ本願^ト者、愚痴^ノ下智^ノ者不^レ可^ニ往生^ス。自余^ノ之諸行^モ准^レ之^ニ應^レ知^ル。然堪^ニ布施持戒等^ノ諸行^ニ者極少[、]貧窮破戒散乱愚痴輩甚多[。]爾者^以上^ニ諸行^ヲ為^ニ本願^ト給^ハ者、得^ニ往生^ヲ者少[、]不^レ得^ニ往生^ヲ者多[。]矣[。]因^テ茲^ニ法藏菩薩、被^レ催^ニ平等慈悲^ニ為^ニ遍攝^ニ一切^ヲ、不^レ以^テ彼^ノ諸行^ヲ為^ニ往生^ノ本願^ト、唯^以稱名念仏^ノ一行^ヲ為^ニ其本願^ト給^ヘ也[。]故^ニ法照禪師云、

於^ニ未來世[、]惡衆生^ニ 稱^ニ念西方[、]弥陀号^ト

依^ニ念本願^ニ出^ニ生死^ト 以^ニ直心^ニ故生^ニ極樂^ト

彼^又因^中立^ニ弘誓 聞^レ名念^レ我惣來迎

不^レ簡^ニ貧窮[、]將富貴^ト 不^レ簡^ニ下智[、]与高才^ト

不^レ簡^ニ多聞[、]持淨戒^ト 不^レ簡^ニ破戒[、]罪根深^ト

但使^レ廻心[、]多念^ニ念仏^ト 能令^ニ瓦礫[、]變成^ニ金^ト云^云 (3)

四十八願の中で、第十八願が本体・中心であるとし、その本願は、念仏往生の根本・起源であるとする。そして、なぜ念仏一行を本願とし、余行を捨てるのかと問題提起し、その理由として、殊勝功德義と易修故遍于諸機義を提示する。すなわち、名号の功德は勝れており、念仏は誰でも修行でき、誰でも往生できるから、念仏一行を本願とし、余行を捨てたとする。この資料2ののち、法藏菩薩が、確かに成仏したことが記され、第三七日の本願文解釈は終わる。

この本願文解釈の中で、念仏を主張している一つとして、資料1の選択本願念仏説があげられよう。すなわち、同説では、往生行を前提とし、諸行ではなく、名号、すなわち、念仏を主張している。この内容は、往生行ならば念仏である、という内容の主張である。そして、肯定的に解釈すれば、この主張内容は、阿弥陀仏（法藏菩薩）が

衆生に対して、「往生行ならば念仏である」と勧めているといえる。そして、『無量寿経』の文脈から、阿弥陀仏（法蔵菩薩）は、往生することを勧めており、その行は念仏であるとするわけである。したがって、この主張・勧めの内容は、念仏往生の道の主張ともいえる。つまり、念仏をして往生する道を主張しているといえる。

また、四十八願の中で第十八願を本体・中心であるとする説（以下、第十八願本体説と呼称する。）も、第十八願が中心であるから、その内容、すなわち、念仏往生を主張しているといえる。本体とする、という表現の中に、主張するというニュアンスが含まれているように。

更に、念仏往生は本願が根本・起源であるという説（以下、本願根本説と呼称する。）は、三部経や一切諸経の念仏往生が、本願を根本・起源とすることにより、本願と関係付けている。そして、その本願では、選択本願念仏説などにより、念仏を一次的に位置付けている。よって、三部経や一切諸経の念仏往生も一次的になる。念仏往生が一次的というのであるから、やはり、本願根本説でも、同説で話題の念仏往生を主張しているといえる。

第三七日の本願文解釈の中心は、これら選択本願念仏説・第十八願本体説・本願根本説であるといえる。そして、それら三つの説いづれも、念仏往生を主張している。よって、第三七日の本願文解釈の主題は、念仏往生の主張、念仏往生の道の主張といえる。

しかし、資料2には、以下の文がある。

（資料3）

抑法蔵菩薩、何者捨余行、唯称名念仏一行而立本願、給云、此有二義。

資料3の傍線部に「念仏一行」とある。この念仏一行という語は、第五七日の『無量寿経』解釈のキーワードであった。例えば、第五七日の本願文解釈では、往生行を前提として、念仏一行を結論とし、この内容の構築により、

専修念仏説の立証、すなわち、専修念仏を衆生往生の業とする、という内容を立証してあるのであった。^⑤ その第五七日の『無量寿経』解釈のキーワードであった念仏一行の語が、資料3の第三七日の本願文解釈でも、一度出てくるのである。すると、第三七日の本願文解釈の主題は、念仏往生の主張もあるかもしれないが、往生行ならば念仏一行であることにより、専修念仏説を立証しているのも、立派な主題ではないのだろうか。もしそうであるならば、第三七日の主題を、念仏往生の主張のみとするには、問題があるのでは、という批判が出るかもしれない。

この批判に対して、以下のように解答する。確かに、念仏一行の語は、資料3に出てくる。しかし、この念仏一行は、専修念仏説、つまり、専修念仏を衆生往生の業とする、という内容の立証としては用いられないように考える。なぜなら、資料3の「念仏一行」を含む文は、「何^{ナレハ}」とあるように疑問文であり、専修念仏を衆生往生の業とする立証には見えないからである。

第三七日の本願文解釈では、専修念仏に類する語が、資料3の念仏一行の他にも、資料1に「或又有^ド以^テ専称^ニ念^{スル} 其国教主名号^ノ為^シ往生^行之^ト国^上」とある。しかしいざれにせよ、専修念仏の類の表現はするが、第五七日のように、専修念仏を衆生往生の業とするという内容を立証しているようには見えない。第三七日では、専修念仏を提示はするが、第五七日の、専修念仏を衆生往生の業とする、という内容に該当するものが存しないのである。

念のため、第三七日の本願文解釈において、専修念仏を表示する部分を検討しよう。それは二箇所しかない。一つは、右記の選択本願念仏説のところである。もう一つは、資料2の善導の付属釈文である。

前者では、「或又有^ド以^テ専称^ニ念^{スル} 其国教主名号^ノ為^シ往生^行之^ト国^上」とある。すなわち、二百一十億の国土の中に、専修念仏で往生する国土があると説いているところである。この内容では、単に専修念仏で往生する国土があるというだけであるので、第五七日の主題のような、専修念仏を衆生往生の業とする、という提示にはなっていない。

なお、資料1の第十八願の選取にも注目すべきであろう。しかし、同願の選取の文の部分では、「撰取以名号」為往生行_ト之_レ国_トと、「専」の文字がない。故に、同願の選取の文では、専修念仏を立証しようとしているわけはなきそうである。よって、この文は、この当該の考察からは除外してよいだろう。

後者は単に善導釈文の引用なので、やはり、第五七日のような専修念仏を衆生往生の業とする内容にはなっていない。よって、第三七日の本願文解釈には、第五七日のような専修念仏を衆生往生の業とする、という内容は存在しない。

それよりも、選択本願念仏説における諸行の選捨により、諸行主張ではないことを明示し、選択本願念仏説・第十八願本体説・本願根本説などの諸説により、念仏往生の道を主張しているのである。

このように、第三七日の本願文解釈の主題は、念仏往生の主張、あるいは、念仏往生の道の主張であると考ええる。

第二節 三輩文解釈

次に、三輩文解釈を検討する。以下に同文解釈を引用する。

(資料4)

次三輩往生、皆一向専念無量寿仏云。此中雖有菩提心等諸善、望上本願者、一向専念彼仏名号也。例如彼觀經疏釈云。上來雖說定散兩門之益、望仏本願、意在衆生一向専称弥陀仏名云。望仏本願者、指此三輩中一向専念也。

三輩の往生は、全て一向専念無量寿仏とし、三輩には諸行を説くが、本願を参照すれば、一向専修念仏すること

あると説く。善導『観経疏』の付属釈文を引用し、その釈文の「望仏本願」の文が、三輩の一向専修念仏を指すことになると述べる。

資料4では、往生行の中で、専修念仏を主張することをおさえている。つまり、往生行としては、専修念仏であると主張している。これが、第三七日の三輩文解釈の主題であろう。

一見、第五七日の主題のように、専修念仏を衆生往生の業として見るように見える。しかし、第三七日の三輩文解釈では、往生行としての諸行主張の可能性を消しきれていない。故に、専修念仏のみを衆生往生の業とする立証には、完全にはなっていない。それには、第五七日のように、三輩の三義がなくてはならない。すなわち、三義いずれも、往生行としての諸行主張の内容が存しないことを明示しなくてはならない。しかし、資料4を見てもわかるように、第三七日の三輩文解釈には、三輩の三義はない。

したがって、第三七日の三輩文解釈の主題も、専修念仏による往生の道の主張といえる。これはつまり、念仏往生の道の主張ともいえる。

第三節 無上功德文解釈

次に、無上功德文解釈を検討する。以下に同文解釈を引用する。

(資料5)

次至流通云々。其有得聞彼仏名号、歡喜踊躍乃至一念、当知、此人為得大利、即是具足無上功德云。善導御意、上尽一形下至一念之無上功德也。依余師意者、但學少而況多也云。

無上功德文を引用し、善導の意図は、上は一生涯、下は一念の念仏の無上功德であると述べる。

無上功德とは、往生の因となる功德である⁹⁾。よって、資料5では、上尽一形下至一念の念仏により、往生できることを示している。これは、念仏往生を記述しているといつてよい。そして、第三七日の無上功德文では、これくらいしか説かれていないので、念仏往生の主張、念仏往生の道の主張が、同文解釈の主題といつてよい。

なお、『無量寿経』解釈は、『逆修説法』において、第一七日・第三七日・第五七日にあるのであった。しかし、流通分の解釈（無上功德文解釈・特留此経文解釈）は、第一七日にはなく、第三七日・第五七日から存する。これは、第一七日では、本願文解釈がほとんどなく、そのため、流通分の解釈を控えたものと考えられる。すなわち、流通分とは、通常、正宗分の解釈を踏まえて、未来の衆生に何らかの教えを広める段落である。故に、正宗分の解釈が出揃わないと、流通分での念仏主張をする際、十全には立証できないのであろう。そのため、第一七日では、流通分の解釈は存在しない。

一方、空欄であった本願文解釈が第三七日から本格的になされ、念仏が一次的なものと主張している。また、第三七日からは、本願根本説が存する。同説は、様々な經典の念仏往生の文が、本願に依るといふ教説である。そして、その本願では、念仏を一次的なものとして位置付けている。故に、その本願に依る経文の念仏往生も、一次的なものとなる。その中に、『無量寿経』の無上功德文・特留此経文も存するはずである。これら両文が本願に依ることにより、両文の念仏往生が一次的な位置付けとなる。

以上のことから、第三七日から、無上功德文解釈・特留此経文解釈をなすことができる。空欄であった本願文解釈が埋まり、念仏を主張している。念仏往生は、その本願を根本とし、その立場が法然の立場であるので、根本である本願が念仏往生を主張するのだから、流通分の文の中では、無上功德文・特留此経文が焦点となる。つまり、

流通分の一次的主張内容は、本願により、念仏往生となり、流通分を代表して、無上功德文・特留此経文において、念仏往生の道が主張されることになるのである。かくして、流通分の立場を明示できるのである。

第四節 特留此経文解釈

次に、特留此経文解釈を検討する。以下に同文解釈を引用する。

(資料6)

次当来^ニ之世経道滅尽、我以慈悲哀愍特留此経止住百歳、其有衆生值此経者、随意所願皆可得度^云。以^ニ此^ノ末法万年後三宝滅尽時往生^ヲ而思願^ニ一向専念往生^ノ義也。其故説^ニ菩提心^ノ経皆滅^ノ者、依^レ何知^ニ菩提心^ノ之行相^ヲ。大小戒経皆失、依^レ何持^ニ二百五十戒^ヲ不^レ有^ニ三像^者、造像起塔善根不^レ有。乃至持経持咒等亦如^レ此。爾時尚一念^ノ往生^ヲ即善導云、爾時間一念皆当得^一生彼^{云々}。以^レ彼思^レ今、念仏行者更於^ニ余善根^ニ不^レ具^一一塵、決定可^レ往生^ス也。然者不^レ發^ニ菩提心^ニ争^カ可^レ往生^ス、不^レ持^レ戒何^カ可^レ往生^ス、无^ニ智恵^者何^カ可^レ往生^ス、不^レ静^ニ妄念^一何^カ可^レ往生^ス。如^レ此申人々^ノ候者、不^ニ意^ニ得此経^ノ候也。懷感禪師積^ニ此文^ニ云^下説戒受戒皆不^レ可^レ成、甚深大乘不^レ可^レ知故、先隱没不^ニ世行^一、但念仏易^レ覺、淺識凡愚尚能修習可^レ得^中利益^上云々。実戒法滅^シ者、不^レ可^レ有^ニ持戒^一大乘皆滅^ナ不^レ可^レ有^ニ發菩提心誦誦大乘^ニ云事明^也也。既云^ニ淺識凡愚^ト、應^レ知^ル、非^ニ智恵^ニ云事^ヲ。如^レ此輩但修^ソ称名念仏一行^ヲ至^ニ一声^ニ可^レ往生^ニ云也。是亦弥陀本願故也。即彼本願之遠摂^ニ一切^ニ義^也也。

特留此経文を引用し、末法万年後の三宝滅尽の時の往生について思うに、同文は一向専念の往生の義を顯しているとする。その根拠として、諸行を説く經典は全て滅しても、善導は一念すれば往生すると解釈していると指摘する。

このことから今現在でも、念仏行者は、他の善根を具えずとも、決定往生すると説く。諸行なくしてどうして往生できるのか、と問いをおこし、懐感の文を引く。すなわち、様々な大乘の教えを人々は理解できないから、先に隠没するが、念仏のみ理解しやすいので、浅識凡愚でも十分修習して利益を得られる、と。大乘の教えが滅してしまふと、諸行も存在しない。未来のこの時代では、浅識凡愚で智慧は存在しない。そのような人は、称名念仏一行を修行することにより、往生することができると述べる。これも本願を根拠とし、阿弥陀仏の本願は遠く一切の衆生を救うと説く。

この第三七日の特留此経文解釈でも、要は、往生行の中で、諸行よりも、専修念仏であると提示しているようである。ただし、この第三七日の特留此経文解釈では、「称名念仏一行」と述べる。この「念仏一行」という用語は、第五七日の『無量寿経』解釈のキーワードであった。¹¹ すなわち、前稿で既に議論したが、往生行やそれに類するものを前提として、「念仏一行」「念仏一善」「念仏一門」などと表現し、専修念仏が衆生往生の業であると暗に立証しているのであった。その「念仏一行」の用語を、第三七日の特留此経文解釈で用いている。これはなぜであろうか。

前稿によれば、第五七日の特留此経文解釈では、「念仏一門」などと表現して、専修念仏説を立証しているのであった。そして、次のような内容が、同文解釈に存するのであった。

(資料7)

釈迦は、何らかの教え(何らかの行により往生する教え)を留めようとし、結果、念仏一門(念仏一行により往生する教えのみ)を留める。

資料7のように、特留此経文では、釈迦は、何らかの教えを留めるに、念仏一門を留めるということをしているの

であるが、それと同時に、何らかの行により往生する教えを留めるに、念仏一行により往生する教えのみを留めようとしているのであった。

この時、念仏一行の内容が背景にあるが、この念仏一行を予め提示しておこうとして、第三七日で説いているのである。いきなり何の論証もなく、第五七日で「念仏一行」を暗に提示してしまうのは、恣意的であるという謗りを招きかねない。よって、第五七日の専修念仏説の立証の準備として、第三七日で、称名念仏一行を導出していると考える。

法然がいかにも無理なく「念仏一行」を資料6で導出しているのか、見てみよう。資料6では、特留此経文を引用したあと、末法万年後の三宝滅尽の時の往生を思うに、一向専念の往生の義を顕していると示している。このように、資料6の結論として、予め専修念仏を提示するのである。

資料6では、その専修念仏の結論を提示した上で、以下はその証明である。法滅においては、大乘は人々が理解しがたいため、多くの大乗の教えは滅してしまい、したがって、諸行は滅するので、行としては人々が理解しやすすい念仏のみが残らない。そしてその念仏のみでも、十分往生可能である。そのことを善導釈文は示している。またその念仏は、浅識凡愚の者でも、十分通用する。そして末法後でも、専修念仏で往生するのだから、今現在でも、十分往生できるとする。こうして、末法後でも今現在でも、専修念仏により十分往生でき、浅識凡愚にでも十分通用することをおさえ、そのような浅識凡愚の者は、称名念仏一行を修行することにより、往生することができる。説き、往生行の中で、「念仏一行」を導出するのである。末法後では、諸行は全て滅してしまうため、行としては念仏一行しか残らないのである。そして、このあと、第五七日の特留此経文解釈で、その往生行を前提とした「念仏一行」の要素を活用して、資料7の内容を構築するのである。

このように、第三七日の特留此経文解釈には、往生行を前提とした「念仏一行」の要素の確保という役割もある。また、専修念仏による往生も証明しているようである。既述のように、この専修念仏とは、三輩文を承けてのものである。その証拠に、資料6では、「一向専念」とあり、これは、三輩文の「一向専念無量寿仏」を引用しているであろう。更に資料6において、諸行を説く中で、菩提心・戒・造像起塔などをあげるが、これらも、三輩文に表記されている諸行である。故に、資料6の専修念仏も、三輩文を承けてのものであることが理解できる。

そして三輩文では、諸行も説く。つまり、往生行としての諸行を主張しているように見える。そこでこの特留此経文において、その諸行主張のニュアンスを消すため、諸行は成就しがたいので先に滅し、念仏は浅識凡愚でも理解できるため、念仏を修して利益を得られるという懐感の文を引く。つまり、懐感の文により、往生行ならば諸行というわけではない、という内容を導出する。これは、往生行として諸行を主張しておらず、往生行としての諸行主張のニュアンスを消しているといえる。

このように検討してみると、第三七日の特留此経文解釈の主題も見えてこよう。すなわち、専修念仏による往生の証明であり、また、第五七日の準備のための、往生行を前提とする念仏一行の提示ということである。これらの証明が、資料6で中心的になされていると見て大過あるまい。前者に関しては、専修念仏による往生を証明し、明示しているの、専修念仏による往生の道を主張しているともいえる。あるいは、念仏往生の道の主張ともいえる。その点は、結論である資料6の冒頭の引用文ののちの一文からも、十分首肯できる。

おわりに

本稿では、『逆修説法』第三七日における『無量寿経』解釈の位置付け・役割を明らかにするのが目的であった。同経解釈では、本願文・三輩文・無上功德文・特留此経文の解釈を法然は説いている。

まず、本願文解釈では、選択本願念仏説・第十八願本体説・本願根本説などの諸説から、念仏往生の主張、あるいは、念仏往生の道の主張が主題である。

次に、三輩文解釈では、往生行のうち、専修念仏を主張している。専修念仏による往生の道を主張しているといえる。これが同文解釈の主題といえる。

次に、無上功德文解釈では、念仏によって無上功德、つまり、往生の功德が得られると説く。すなわち、念仏による往生の主張、あるいは、念仏による往生の道の主張といえよう。これが同文解釈の主題といえる。

次に、特留此経文解釈では、専修念仏による往生の証明がなされている。すなわち、念仏往生の道の主張ともいえる。これが同文解釈の主題といえよう。また同文解釈では、第五七日の専修念仏を衆生往生の業であるという立証の準備のため、往生行を前提とする念仏一行を提示する。これも、この第三七日の同文解釈の主題といえよう。特留此経文自体、他の同経念仏要文より少し特殊なので、第三七日・第五七日の特留此経文解釈では、少し特殊な形式となる。すなわち、同文では、直接的に念仏を主張しているわけではなく、『無量寿経』を留めることを直接的には説いている。念仏を主題とする『逆修説法』でも、その扱いに少し特殊性を帯びてくるのも、首肯できることであろう。つまり第五七日では、念仏一行を留めるとは表現せず、念仏一門を釈迦が留めているということや、

資料7の内容を支えるため、その念仏一行が、第三七日で導出されているということなどである。このように、他の念仏要文解釈に比べ、やや迂遠な証明が必要になってくる。その分、特留此經文解釈は、他の要文解釈と少し異なる面も生じてくるのである。

これら第三七日の同経各念仏要文解釈の主題を見て共通することは、いずれも念仏往生の主張、あるいは、念仏往生の道の主張といえよう。これが、第三七日の同経解釈の主題と見てよいだろう。

かくして、念仏往生の主張、念仏往生の道の主張が、『逆修説法』第三七日の同経解釈の位置付け・役割と結論できる。

〔参照文献〕

- 安孫子稔章「『逆修説法』の研究―『三部経釈』『選択集』との比較を通じて―」（『浄土学』四八、平成二十三年六月）
- 宇高良哲「『逆修説法』諸本の研究」（文化書院、昭和六十三年十一月）
- 角野玄樹「『逆修説法』第三七日の本願解釈―選択本願念仏説・第十八願本体説・本願根本説―」（『佛教大学仏教学部論集』九七、平成二十五年三月）
- 同「『逆修説法』第五七日における専修念仏説の立証」（『佛教大学仏教学会紀要』一八、平成二十五年三月）
- 同「『逆修説法』第二七日における八種義の成立」（『佛教大学仏教学部論集』九八に掲載予定）
- 岸一英「『逆修説法』（漢語系 三本対照）（私家版、平成三年九月）
- 浄土宗総合研究所編『黒谷上人語燈録写本集成―善照寺本 古本漢語燈録』一（浄土宗、平成二十三年三月）
- 平松令三・名畑崇編『増補 親鸞聖人真蹟集成』五（法蔵館、平成十七年十一月）

○伊藤唯眞監修・眞柄和人訳註『傍訳 逆修説法』上・下（四季社、平成十八年一月、平成十九年十一月）

註

(1) 本稿の主題に関わる先行研究としては、最近、安孫子稔章氏が、「『逆修説法』の研究―『三部経釈』『選択集』との比較を通じて―」（『浄土学』四八、平成二十三年六月）の中で、『逆修説法』について様々に論じておられるが、『無量寿経』解釈についても検討しておられる。本願文解釈では、第三七日と第五七日とに、前者では念仏の勝行性で説き、後者では弥陀・釈迦の選択にまかせて説いているという、質的相違があるとされる。また、無上功德文解釈では、第三七日と第五七日とに、大小義を説くか否かで質的相違があるとされる。他諸点をあげられるが、いずれにせよ、本稿を含め、筆者の一連の議論は、同氏とは少し異なる視点からのものとなるだろう。

(2) 浄土宗総合研究所編『黒谷上人語燈録写本集成―善照寺本 古本漢語燈録』一（浄土宗、平成二十三年三月）二〇三―二〇五頁。『昭法全』では、二五二―二五三頁に該当。

(3) 浄土宗総合研究所編『黒谷上人語燈録写本集成―善照寺本 古本漢語燈録』一（浄土宗、平成二十三年三月）二〇六―二〇七頁。『昭法全』では、二五二―二五三頁に該当。なお、資料2の一行目「多門」の「門」は、「聞」となっていたのを、「門」と訂正している。

(4) 浄土宗総合研究所編『黒谷上人語燈録写本集成―善照寺本 古本漢語燈録』一（浄土宗、平成二十三年三月）二〇八頁。『昭法全』では、二五三頁に該当。なお、傍線は角野が付した。

(5) 前稿参照。

(6) 浄土宗総合研究所編『黒谷上人語燈録写本集成―善照寺本 古本漢語燈録』一（浄土宗、平成二十三年三月）二一

一頁。『昭法全』では二五三〜二五四頁に該当。

なお、本稿における『逆修説法』の引用は、善照寺所蔵の恵空本『漢語燈録』所収のものを使用しているが、主なもの以外の異本として、専修寺所蔵親鸞筆『西方指南抄』所収本・浄厳院所蔵『漢語燈録』所収本・同寺所蔵『無縁集』・法然院所蔵『師秀説草』などがある。これら異本を比較すると、資料4の二から三行目辺りの「望仏本願者」と、「指此三輩中」の間に、浄厳院所蔵『漢語燈録』所収本・同寺所蔵『無縁集』・法然院所蔵『師秀説草』に、以下の文が存する。すなわち、浄厳院所蔵『漢語燈録』所収本では、「指上十八願也。一向専称者」とあり、同寺所蔵『無縁集』では、「四十八願中第十八願指也。一向専称弥陀仏名者」とある。法然院所蔵『師秀説草』も、『無縁集』の文とほぼ同じである。

文脈からすれば、この場合、善照寺所蔵恵空本よりも、浄厳院所蔵『漢語燈録』所収本などのほうが自然のように見える。

(7) 一見、資料4で「此中雖有菩提心等諸善、望上本願者、一向専念彼仏名号也。」と、諸行を廃し、専修念仏を主張しているように見え、諸行主張を消しているように見える。しかし実際はそうではない。

ところで、往生行としての諸行主張を消す考えられる方法の一つは、『無量寿経』の三輩文の前の文において、念仏と諸行を、三輩文での往生行の主張の候補として並置し、主張の場である三輩文で念仏のみを主張し、諸行は主張しないという形式をとることである。これならば、往生行としての諸行主張を消しうる。しかし三輩文では、その形式をとっていない。例えば、本願文のように、二百一十億の国土の往生行の念仏と諸行とを候補として並置する場が、三輩文には存しない。

したがって、資料4では、単に専修念仏を主張しているだけで、諸行主張を消しきれていないのである。つまり、

専修念仏のみの主張を立証しきれていない。三輩文では、諸行往生を明示しており、それに対して、資料4では、往生行としての諸行を主張しないという内容を導出できていないのである。すなわち資料4では、専修念仏を主張しているといえるが、諸行主張の余地も残っているのである。

一見、資料4の「此中雖有菩提心等諸善、望上本願者、一向専念彼仏名号也。」の文で、念仏と諸行の候補の場合、専修念仏のみを主張し、諸行を廃しているように見えるかもしれない。しかしこの場合、候補の場合と主張の場が全く同じ三輩文となつてしまつてゐる。その三輩文では、諸行往生の明示がある。したがつて、往生行としての諸行主張の余地が残つたままなのである。「一向専念」の文は、念仏に帰させ、諸行を捨てさせること（捨帰）であるので、この文により、諸行主張を消し切れているように見えるが、本註で後論するように、そうではない。三輩文に先立つ念仏と諸行の候補の場がないことや、三輩文自体、念仏往生と諸行往生を並置していることもあり、資料4では、往生行としての諸行主張を否定できていないのである。

ちなみに、資料4の「此中雖有菩提心等諸善」の文は、単に三輩文に諸行が存する状況を指摘したものであつて、三輩文を読む読み手の視点のものである。この「此中雖有菩提心等諸善」の文は、三輩文に先立つ候補の場として、諸行を提示しているのではない。よつて、本願文などと違つて、念仏と諸行の候補の場は、三輩文より前には存在しない。

また資料4では、それに代わる方法で、諸行主張を消すということもしていない。往生行としての諸行主張を消すのは、第五七日で議論される三輩の三義（捨帰・助念仏・三品差別）においてなのである。三輩の三義のその役割については、前稿四六頁辺りで述べたとおりである。

ところで、前稿四六頁辺りの議論について、三輩の三義のうち、捨帰（諸行を捨てさせ、念仏に帰させる）のみで

も、諸行主張を消し切れているように見えるかもしれない（以下の検討は、前述の積み残しの問題についての議論でもある）。

捨帰は、三輩文における「一向専念」から導出されたものである。確かに「一向専念」の文の立場に立てば、諸行の「捨（捨てさせる）が導出できよう。しかし、同じその三輩文には、念仏の記述と同じ一つの文の中で、諸行往生の明示もある。批判的立場に立てば、この諸行往生の文から、往生行としての諸行主張の余地が残ったままなのである。「一向専念」の明示があっても、捨帰があっても、それにより、諸行往生の明示を抹消できるわけではない。

三輩文では、念仏と諸行が分かちがたく一文となっており、三輩文を扱う時は、どうしても念仏と諸行を連結したままにしないといけない。批判的立場に立てば、その諸行往生の明示から、往生行としての諸行を主張し、法然の三輩文解釈での一向専念仏や捨帰の主張が破綻していると批判することができるのである。したがって、法然の立場からすれば、この破綻問題を解決しないとイケないのである。

そこで、捨帰以外の残りの二義（助念仏・三品差別）により、二義自体の内容（諸行により念仏を助けるという義・念仏と諸行に三品の区別があるという義）を提示して、諸行の明示を生かしつつ、その二義が、往生行として諸行を主張していないという内容を暗に示しているのである。そして、三輩文において諸行を説く理由としては、この三義のみである。三義いずれも往生行としての諸行を主張していないのである。かくして、第五七日では、往生行としての諸行主張を消しているのである。そして、法然の説は破綻などしておらず、十分成立するのである。

- (8) 浄土宗総合研究所編『黒谷上人語燈録写本集成―善照寺本 古本漢語燈録』一（浄土宗、平成二十三年三月）二一
一〜二二頁。『昭法全』では二五四頁に該当。

- (9) 無上功德が、往生の因となる功德であることについての詳細な議論は、前稿四八〜四九頁を参照されたい。

(10) 浄土宗総合研究所編『黒谷上人語燈録写本集成―善照寺本 古本漢語燈録』一(浄土宗、平成二十三年三月) 二二―二〇二三頁。『昭法全』では二五四頁に該当。なお、資料6の二〇三行目辺りの「知^{ラシ}菩提心^ノ依^テ何^ニ」までの文は、善照本所蔵本では、挿入して記入されている。また、資料6の四行目の「善導」の「導」の字も、挿入して記されている。

(11) 第一七日・第三七日の『無量寿経』解釈では、あまり「念仏一行」などと表現しない。第一七日の同経解釈では全く出ないし、第三七日の同経解釈も、前述の資料3と特留此経文解釈のみである。これは第五七日と対称的である。第五七日では、専修念仏説を立証するために必要だが、第一七日・第三七日では、それを主題としないため、あまり「念仏一行」「念仏一善」「念仏一門」「念仏一法」などは出ないのである。

(平成二十五年癸巳十二月十二日原稿執筆了)